

平成 15 年 5 月 22 日

## 株式会社 丸 栄

「株式会社<sup>の</sup>監査等に関する商法の特例に関する法律」第 16 条第 3 項の規定に基づき、貸借対照表および損益計算書を同条第 2 項の公告に代えて掲示しております。

第 8 4 期（平成 14 年 3 月 1 日から平成 15 年 2 月 28 日まで）

### 貸 借 対 照 表 お よ び 損 益 計 算 書

貸借対照表	2 頁
貸借対照表注記	3 頁
損益計算書、注記	4 頁
重要な会計方針	5 頁
追加情報	6 頁

## 貸借対照表

平成 15 年 2 月 28 日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	(49,511)	<b>(負債の部)</b>	(35,795)
<b>流動資産</b>	10,306	<b>流動負債</b>	21,612
現金及び預金	665	支払手形	1,587
受取手形	147	買掛金	2,390
売掛金	1,990	短期借入金	7,040
商品	3,038	1年以内返済予定の	
貯蔵品	33	長期借入金	8,060
短期貸付金	3,012	未払金	378
未収入金	697	未払費用	237
前払費用	84	未払法人税等	5
繰延税金資産	592	預り金	1,203
その他の流動資産	52	1年以内返還予定の	
貸倒引当金	6	預り保証金	700
<b>固定資産</b>	39,204	賞与引当金	3
<b>有形固定資産</b>	30,411	その他の流動負債	5
建物	13,069	<b>固定負債</b>	14,183
車両運搬具	0	転換社債	4,814
器具備品	341	長期借入金	2,580
土地	16,911	退職給付引当金	254
建設仮勘定	88	預り保証金	335
<b>無形固定資産</b>	67	再評価に係る繰延税金負債	6,198
借地権	20	<b>(資本の部)</b>	(13,715)
施設利用権	38	<b>資本金</b>	4,681
ソフトウェア	8	<b>資本剰余金</b>	1,993
<b>投資等</b>	8,725	資本準備金	1,993
投資有価証券	4,593	<b>利益剰余金</b>	1,168
子会社株式	2,328	利益準備金	852
長期貸付金	519	当期末処理損失	2,020
差入保証金	1,204	(うち当期利益)	(305)
繰延税金資産	106	<b>土地再評価差額金</b>	8,595
その他の投資	470	<b>株式等評価差額金</b>	374
貸倒引当金	496	<b>自己株式</b>	12
合 計	49,511	合 計	49,511

- (注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,358 百万円
  3. 貸借対照表に計上した固定資産のほかリース契約により使用している重要な固定資産 コンピュータ設備等
  4. 子会社に対する短期金銭債権 3,135 百万円  
子会社に対する長期金銭債権 54 百万円  
子会社に対する短期金銭債務 1,897 百万円  
子会社に対する長期金銭債務 - 百万円
  5. 担保に供されている資産  
建物 10,160 百万円 土地 14,666 百万円 有価証券 568 百万円
  6. 保証債務 9,741 百万円
  7. 1 株当たり当期利益 6 円 73 銭
  8. 土地の再評価  
「土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税効果相当額の再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、残額の土地再評価差額金を資本の部に計上しております。

#### 再評価の方法

- 「土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）」第 2 条第 1 号に定める標準地の公示価格に合理的な調整を行って算出。
- |                                  |                  |
|----------------------------------|------------------|
| 再評価を行った年月日                       | 平成 13 年 2 月 28 日 |
| 当該事業用土地の再評価前帳簿価額                 | 2,117 百万円        |
| 当該事業用土地の再評価後帳簿価額                 | 16,911 百万円       |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | 1,790 百万円        |
9. 資本の欠損の額 2,032 百万円

## 損 益 計 算 書

平成 14 年 3 月 1 日から

平成 15 年 2 月 28 日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常 損益 の 部	営業	<b>営業収益</b>	
	損	売上高	46,671
	益	<b>営業費用</b>	
	の	売上原価	36,486
	部	販売費及び一般管理費	10,158
		<b>営業利益</b>	26
	部	<b>営業外収益</b>	
	の	受取利息及び配当金	249
	部	その他の収益	246
	部	<b>営業外費用</b>	
の	支払利息	416	
部	その他の費用	83	
	<b>経常利益</b>	22	
特 別 損 益 の 部		<b>特別利益</b>	
		投資有価証券売却益	716
		<b>特別損失</b>	
		投資有価証券評価損	478
		固定資産廃却損	43
	その他の特別損失	28	
	<b>税引前当期利益</b>	188	
	<b>法人税、住民税及び事業税</b>	5	
	<b>法人税等調整額</b>	122	
	<b>当期利益</b>	305	
	<b>前期繰越損失</b>	2,326	
	<b>当期未処理損失</b>	2,020	

(注) 1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.子会社との取引高	売上高	948 百万円
	仕入高	300 百万円
	営業取引以外の取引高	194 百万円

## 重要な会計方針

### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・・・移動平均法による原価法

その他の有価証券

時価のあるもの・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価方法・・・・主として売価還元法による原価法

(3) デリバティブ取引・・・・・・時価法

### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・・・建物(建物附属設備を含む)については定額法、その他の有形固定資産については定率法

(2) 無形固定資産・・・・・・定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

### 3. 重要な引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金・・・・・・一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金・・・・・・従業員に対する賞与の支出に備えるために、賞与支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を、費用処理しております。数理計算上の差異は、各会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

4. 重要なリース取引の処理方法・・・・リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税の会計処理・・・・・・税抜方式を採用しております。

## 追加情報

### 1. 資本の部の区分

貸借対照表の資本の部の表示方法については、商法施行規則(平成 14 年 3 月 29 日法務省令第 22 号)附則第 3 条但書にもとづき、当期より商法施行規則の規定を早期適用しております。

### 2. 1 株当たりの当期利益の算定

当期より、1 株当たり利益の算定に当たっては、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。